

女性活躍推進法第15条第6項及び第17条に基づく情報の公表

女性職員の活躍の推進に向けた数値目標
令和3年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇等の取得割合を50%以上にする。

男性の配偶者出産休暇等取得割合	データの時点	公表日
対象者なし	令和2年度 実績	令和3年 7月30日